

2019年度下請取引講習会

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

**入場
無料**
先着50名

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは・・・

下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると・・・

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの会社は大丈夫？？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

消費税転嫁対策特別措置法とは・・・

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買ったとき、報復行為により**消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止する法律**です。「消費税転嫁対策特別措置法」は事業者の皆さまの大切な利益をしっかりと守ります！今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！

R 1 年 12 月 6 日 (金)

【講座①】 消費税転嫁対策特別措置法 13:30～15:00

【講座②】 下請代金支払遅延等防止法（基礎コース）15:10～16:40

- 会 場：くまもと県民交流館 パレア9階 会議室3
- 時 間：13:30～16:40 （開場：13:00）
- 講 師：弁護士 山口 真彦 氏（福岡県弁護士会）
- 主 催：中小企業庁（令和1年度下請取引講習会事務局）
- 共 催：公益社団法人 熊本法人会
- 後 援：株式会社 熊本銀行

わかりやすく
解説します。



法人会キャラクター
けんた





熊本法人会 宛

FAX 096-353-2556

●お申込方法

受講ご希望の方は、下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。

お申込み期限：11/29(金)

HP

2019年度下請取引講習会受講申込書

R 1 年 1 2 月 6 日 (金)

消費税転嫁対策特別措置法

13:30~15:00

下請代金法（基礎コース）

15:10~16:40

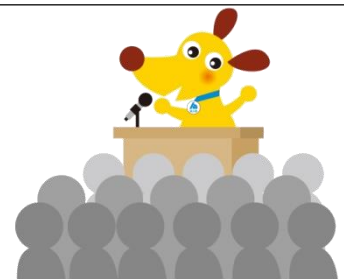
会社名	ふりがな
受講者	ふりがな
部署・役職	
住所	〒 -
電話番号	() -
FAX	() -
E-mail	@

～ ありがとうございました ～ ※受講者は入れ替わりも可能です。

■会場 くまもと県民交流館パレア (熊本市中央区手取本町8-9)
9階 会議室3

2019年度 下請取引講習会

■お問合せ先
公益社団法人 熊本法人会
TEL 096-353-2555
(平日9~17時)



個人情報の
保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。